

北労発基1112第6号
令和6年11月12日

関係団体各位

厚生労働省北海道労働局長
(公 印 省 略)

「北海道冬季ゼロ災運動」の取組について（協力依頼）

労働基準行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、北海道では、例年冬季に凍結等による転倒等の冬季特有の事象を要因とした労働災害が多発しております。ついては、別添1の『北海道冬季ゼロ災運動』実施要領に基づき冬季の労働災害防止に取り組めます。

つきましては、皆様にこの取組の趣旨を御理解いただきますとともに、貴団体傘下会員に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

※リーフレットは北海道労働局のホームページ内の下記掲示場所からダウンロードできます。

ホーム>各種法令・制度・手続き>安全衛生関係>

労働災害防止について>冬季の労働災害について
(下記QRコードからもアクセス可能です)



担当 北海道労働局労働基準部安全課
安全専門官 森部俊亮 (内線 3553)

『北海道冬季ゼロ災運動』実施要領

厚生労働省北海道労働局

冬季（12月から3月）は、凍結等による転倒災害、凍結路面及び吹雪等による視界不良による交通事故、屋根の雪下ろしに伴う墜落、屋内でのコンプレッサー、発電機、練炭、ジェットヒーター等の使用による一酸化炭素中毒が発生しています。

「北海道冬季ゼロ災運動」は、これら冬季特有の労働災害の防止のため事業者が行う具体的な取組事項を定めたものです。

労使が協力して「北海道冬季ゼロ災運動」に取り組みましょう。

取組期間：	令和3年12月1日から令和4年3月31日まで
主唱者：	北海道労働局・各労働基準監督署（支署）
実施者：	事業者
重点災害：	転倒災害、雪下ろしの際の墜落災害及び除雪作業時の重機災害 交通労働災害、一酸化炭素中毒

1 共通事項

- （1）経営トップが冬季ゼロ災に向けた各種対策の実施に積極的に取り組むこと。
- （2）冬季特有の要因を踏まえたリスクの見積りを行い、ハザードマップ等を作成するとともに、リスク低減措置（リスクアセスメント）を講ずること。
また、作業開始前のKY（危険予知）活動、災害事例を取り入れた安全衛生教育を実施すること。
- （3）安全衛生管理体制を整備し、安全担当責任者自らが具体的な災害防止活動の管理を行うこと。
- （4）気象情報を事前に把握した上で、これに応じた作業スケジュールを計画すること。
また、大雪、低温等の警報・注意報発令時の関係者への周知徹底及び落雪のおそれや悪天候時の作業中止基準を策定すること。
- （5）寒冷な作業環境下での長時間労働は避けるほか、屋外作業においては、日照時間が短いことを考慮した作業スケジュールを設定すること。
- （6）初めて北海道の冬を経験する者に対して、冬季用の靴の使用や雪道の歩き方（小さな歩幅で、靴の裏全体を着け、走らずゆっくり歩くこと）、自動車の冬道運転等の安全教育を行うこと。

2 転倒災害防止対策

- （1）敷地内の安全通路を定め、段差や凹凸、突起物、継ぎ目等のつまずく原因の改善及び除雪、滑りやすい場所における融雪剤、砂の散布、温風機の設置、滑り止めの設置等による対策を講ずること。

- (2) 滑りにくい靴の着用、屋内に入る場合は、外靴に付着した靴裏の雪、水分の除去を徹底すること。
- (3) マイクロバス等での通勤時には、乗降の際に降車場所の路面状況を確認するとともに、手すり等を利用して降車すること。
- (4) スマートフォンを見ながら歩かずに、ズボンのポケットに手を入れて歩行しないこと。

3 雪下ろし作業対策及び除雪作業時の重機災害防止対策

- (1) 作業開始前に除雪する屋根の形状・材質及び軒先の雪庇の状況を確認し、その作業場所に適応した安全な作業方法・作業手順を定め、親綱・ロリップ等を設置するとともに、墜落制止用器具（安全帯）を使用すること。
- (2) 屋根へ昇降するためのはしごの使用については、上端及び脚部を固定する等の転位防止措置を講ずること。
- (3) 屋根の雪下ろし場所周辺には立入禁止区域を設定するとともに、関係労働者以外の立入禁止措置を講ずること。
- (4) 重機を使用して除雪作業を行う際は、周囲の者が重機に轢かれる災害を防止するために、あらかじめ作業計画を作成し周囲の者の立入禁止措置を講ずること。

4 交通労働災害防止対策

- (1) 冬道を運転させる場合は、路面状況（圧雪・アイスバーン）、天候（吹雪・濃霧等による視界不良）に合わせた速度で走行し、十分な車間距離を確保及び早めブレーキを励行し、危険を予測しながら運転するとともに、早め出発に心がけ、余裕をもった安全運転に努めること。
- (2) 運転前に冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）の摩耗の有無について点検を行い、摩耗が認められた場合には、速やかに交換すること。
- (3) 走行する道路状況について、交通事故・スリップの危険場所等の情報を収集し、交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）を作成し活用すること。
- (4) 道路脇に雪が高く積み上げられている交差点等の見通しの悪い場所では、車両等を発見しづらいため、徐行を心掛けること。

5 一酸化炭素中毒防止対策

- (1) 屋内作業場等、自然換気が不十分なところにおいては、コンプレッサー、発電機、練炭、ジェットヒーター等を使用してはならないこと。
ただし、やむを得ず使用するときは十分な換気を行うとともに、一酸化炭素濃度を継続的に測定し、作業環境を監視すること。
- (2) 屋内でコンプレッサー、発電機、練炭、ジェットヒーター等を使用する場合は、関係者以外の立入を禁止するとともに、関係者が立ち入る場合は十分な換気を行い、一酸化炭素濃度測定後の立ち入りを徹底すること。

北海道冬季ゼロ災運動

～ 冬季特有の労働災害を防止しよう～

冬季の北海道では、路面凍結等による転倒、自動車のスリップや吹雪等の視界不良による交通事故、除雪作業に伴う墜落や重機との接触、屋内での内燃式発電機等の使用による一酸化炭素中毒などの冬季特有の労働災害が多く発生しています。

「北海道冬季ゼロ災運動」は、これらの労働災害を防止するため、事業者と労働者が一丸となって取り組みを行う具体的な事項を提唱し、冬季ゼロ災の実現を目指すものです。

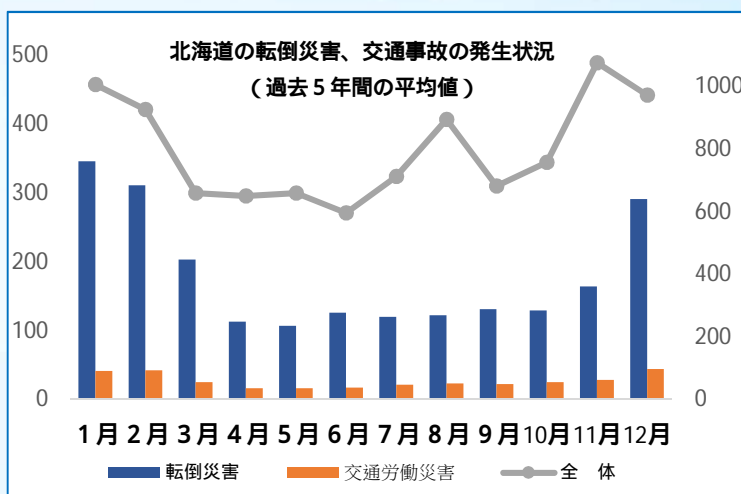
労使が協力して「北海道冬季ゼロ災運動」に取り組みましょう。

取組期間

令和6年12月1日
～令和7年3月31日まで

重点災害

- ・転倒災害
- ・交通労働災害
- ・雪下ろしの際の墜落災害
- ・除雪作業時の重機災害
- ・一酸化炭素中毒



取組内容

共通事項

- 1 経営トップは冬季ゼロ災に向けた各種対策に積極的に取り組むこと。
- 2 冬季特有の要因を踏まえたリスクの見積りを行い、ハザードマップ等を作成するとともに、リスク低減措置を講じること。(リスクアセスメント)
また、作業開始前のKY(危険予知)活動、災害事例を取り入れた安全衛生教育を実施すること。
- 3 安全衛生管理体制を整備し、安全担当責任者自ら具体的な災害防止活動の管理を行うこと。
- 4 気象情報を事前に把握し、これに応じた作業スケジュールを計画すること。
また、大雪、低温等の警報・注意報発令時の関係者への周知徹底及び落雪のおそれがある場合や悪天候時の作業中止基準を策定すること。
- 5 寒冷な作業環境下での長時間労働は避けるほか、屋外作業においては、日照時間が短いことを考慮した作業スケジュールを設定すること。
- 6 特に初めて北海道の冬を経験する者に対して、冬季用の靴の使用や雪道の歩き方(小さな歩幅で、靴の裏全体を着け、走らずゆっくり歩くこと)、自動車の冬道運転等の安全教育を行うこと。

転倒災害防止対策

- 1 敷地内の安全通路を定め、段差や凹凸、突起物、継ぎ目等のつまずく原因の改善及び除雪、凍結しやすい箇所における融雪剤や砂の散布、温風機、融雪マットの設置等による転倒防止措置を講じること。
- 2 滑りにくい靴を使用し、屋内に入る場合は、靴裏に付着した靴裏の雪、水分の除去を徹底すること。
- 3 車両への乗降の際には、降車場所の路面状況を確認するとともに、手すり等を利用して降車すること。
- 4 歩きスマホ等転びやすい行動、手をポケットに入れて歩く等けがにつながりやすい行動をしないよう徹底すること。
- 5 転倒を予防する体操を実施するなど、身体機能の維持向上のための取組を積極的に取り入れること。



雪下ろし作業対策及び除雪作業時の重機災害防止対策

- 1 作業開始前に雪下ろしする屋根の形状・材質及び軒先の雪庇の状況を確認し、その作業場所に適した安全な作業方法・作業手順を定め、親綱・ロリップ等を設置するとともに、墜落制止用器具を使用すること。
- 2 気象情報を事前に把握し、気温が高く、雪が融けて滑りやすくなる場合には作業を中止する等の基準を策定すること。
- 3 屋根等の高所に昇降するためのはしごの使用については、上端及び脚部を固定する等の転位防止措置を講ずること。
- 4 屋根の雪下ろし場所周辺は、立入禁止区域を設定するとともに、関係労働者以外の立入禁止措置を講ずること。
- 5 重機を使用して除雪作業を行う際は、周囲の者が重機に接触する災害を防止するため、あらかじめ作業計画を作成し、作業範囲内への立入禁止措置を講じること。

交通労働災害防止対策

- 1 冬道を運転する場合は、路面状況（圧雪・アイスバーン）、天候（吹雪・濃霧等による視界不良）に合わせた速度で走行し、十分な車間距離の確保及び早めブレーキを励行し、危険を予測しながら運転するとともに、早め出発を心がけ、余裕をもった安全運転に努めること。
- 2 運転前に冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）の摩耗の有無について点検を行い、摩耗が認められた場合には、速やかに交換すること。
- 3 走行する道路状況について、交通事故・スリップの危険場所等の情報を収集し、交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）を作成し周知すること。
- 4 道路脇に雪が高く積み上げられている交差点等の見通しの悪い場所では、徐行を心掛けること。



一酸化炭素中毒防止対策

- 1 自然換気が不十分な屋内作業場等においては、内燃式発電機、コンプレッサー、ジェットヒーター等の内燃機関を有する機械を使用しないこと。
- 2 やむを得ず屋内で内燃機関を有する機械を使用する場合は、関係者以外の立入禁止措置を講じ、関係者が立ち入る場合には十分な換気を行うとともに、立ち入り前に一酸化炭素濃度を測定し安全を確認してから立ち入ること。



STOP 転倒災害(事例)

概要 1 死亡災害 2月 午前8時発生

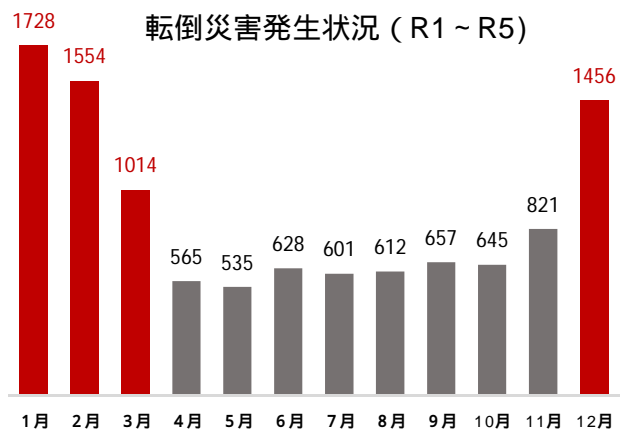
駐車場で車を降りた際に、凍結路面に足を滑らせ転倒し、後頭部を強打した。

防止対策

- ・ 駐車場に滑り止めの砂をまくこと。
- ・ 滑りにくい靴を選び使用すること。

こんな場所は要注意!

- 凍結路面
- 再凍結した場所
- 除雪機械等が通過した直後のつるつる路面
- 交差点の手前(横断歩道)
- 薄っすらと雪が積もった道路
- 屋外階段



転倒防止のため積極的に取り入れていただきたい事項

1 気象条件に応じた転倒防止対策

積雪が十分ある状況で気温が上昇してプラスになり、その後気温がマイナスに低下した場合や、真冬に雨が降り、その後気温がマイナスに低下した場合には、つるつる路面が形成されやすく、転倒災害が発生しやすくなることから、気象情報を事前に把握し、路面の状況に応じて砂をまく等の対策や転倒の注意喚起を行うこと。

2 転ばない、転んでもけがをしにくい身体づくり

労働者の高年齢化の影響により、転倒災害発生件数は増加傾向にあり、転倒時のけがの程度も重篤化している傾向があることから、転倒を予防する体操を実施するなど、身体機能の維持向上のための取組を積極的に取り入れること。



転倒予防体操
(ウインターライフ
推進協議会)

日々の適度な
運動が重要!



腰と股関節の筋肉を
柔らかくする体操例

参考サイト: 転ばないコツ教えます 札幌発! 冬道を安全・快適に
歩くための総合情報サイト(ウインターライフ推進協議会)

URL: <https://tsurutsuru.jp/>





除雪作業に伴う災害（事例）

概要 1 死亡災害 12月 午前10時 発生

屋根の上に乗って雪落とし作業を行っていたところ、足元の雪が滑り出し、雪とともに地上に落下し雪に埋もれた。

防止対策

- ・墜落防止のために、墜落制止用器具を使用する等墜落防止措置を講ずること。
- ・気温が高く、雪が融けて滑りやすい場合には作業を中止



概要 2 死亡災害 1月 午後2時 発生

作業者が停止していた除雪車の後ろを通行しようとしたところ、除雪車が後退してきたためひかれた。

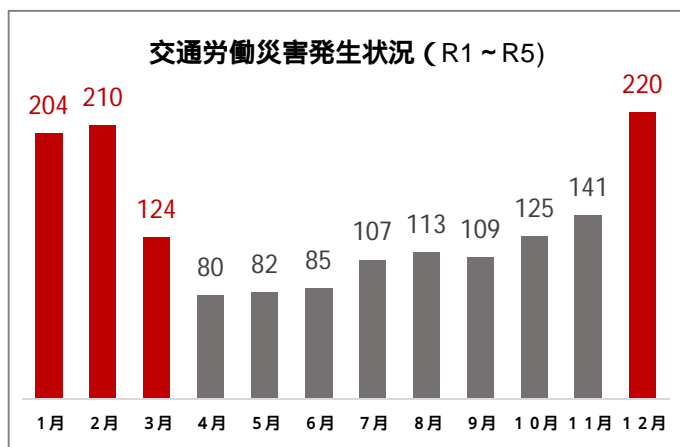
防止対策

重機の周囲の立入禁止や誘導者の配置により接触防止措置を講ずること。



交通労働災害（事例）

交通労働災害発生状況（R1～R5）



概要 1

○死亡災害 12月 午後3時 発生

凍結路面でスリップして、対向車線にはみ出し、対向車線を走行中の乗用車に正面衝突した。

防止対策

路面状況に合わせた安全速度で走行すること。



一酸化炭素災害（事例）

概要 1 死亡災害 1月 午後零時発生

ガソリンエンジン式コンプレッサーを使用して室内の塗装業務を行っていた作業員が一酸化炭素中毒で倒れた。

防止対策

換気が不十分なところでエンジン式コンプレッサー（内燃機関を有する機械）を使用しないこと。

